

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年1月8日（水曜日）午後2時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (9) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君

○欠席委員（2名）

16番 山本 武 君 27番 林 修美 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	内田 千夏 君
農業委員会事務局書記	河村 茂範 君	板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君
農務課課長補佐	古市 光 君		

午後2時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君）

あけましておめでとうございます。

農業委員のみなさまには、農地の保全、鳥獣害対策、人・農地プラン等にご尽力していただきお礼を申し上げます。

また、年末には、婚活事業が無事終わり、6組カップルが成立したことを報告します。

今後、色々と農政に関する問題が山積してくると予想されますが、各地区の集落営農をどう切り拓いていくか等も農業委員の皆様に考えていっていただきたいと思います。

○部長（坂井一弘君）

あけましておめでとうございます。

農政においては、長年続いてきた減反政策の廃止が決定されたり、TTP問題が継続的にシンガポールで審議されていたり、大きな過渡期を迎えております。

今後、関市の農政をどういった方向に進めていくのか、十分に皆様のご意見も賜りながら、一緒に考えてまいりたいと思いますよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君）ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、16番 山本 武委員、27番 林 修美委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

29番 日置 香委員、30番 藤川 勝委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南西480mほどに位置する田、786㎡のうち90.29㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南380mほどに位置する田、1036㎡です。

譲受人は、所有する2筆の土地が歪であるため、耕作の効率を高めるため、譲受人との交換を行うというもの。譲渡人は、飛び地にて所有している809番1と譲渡人所有の810番1、819番2を交換することで耕作の効率を高めたいというものです。

12月12日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。3番の案件と同時申請になりま

す。

3 番の案件で位置図は 3 ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南 3 8 0 m ほどに位置する田 2 筆、1 0 3 5 m²です。

この 3 番の案件は、交換のため 2 番の案件と譲受人、譲渡人が逆になります。

譲受人は、飛び地にて所有している 8 0 9 番 1 と譲渡人所有の 8 1 0 番 1、8 1 9 番 2 を交換することで耕作の効率を高めたいというものです。

譲渡人は、所有する 2 筆の土地が歪であるため、耕作の効率を高めるため、譲受人との交換を行うというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

4 番の案件は位置図が 4 ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知中学校の北西 1 5 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、2 5 6 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

5 番の案件は位置図が 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、赤土坂公民センターの東 3 2 0 m ほどに位置する田、4 2 3 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

6 番の案件は位置図が 6 ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、洞戸中学校の南 5 0 m ほどに位置する農振農用地である畑、2 7 0 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難のため、叔父へ贈与したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

7 番の案件は位置図が 7 ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、洞戸浄化センターの北 8 0 m ほどに位置する農振農用地である田、3 5 0 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難のため、親戚である譲受人へ贈与したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

最後に 8 番の案件は位置図が 8 ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸菅谷地内、ラステン洞戸の南南東 6 5 0 m ほどに位置する農振農用地である田 2 筆、1 7 8 0 m²及び農振農用地である畑、2 3 9 m²です。

使用借人は、農業経営の拡大のため、申請地を借用したいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、義理の息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの 7 件、使用貸借に関するもの 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2 番（大竹 誠君） 1 番、2 番、3 番について異議ありません。

○ 3 2 番（伊佐地鐵夫君） 2 番について異議ありません。

○ 8 番（大澤慶一君） 4 番について異議ありません。

○ 1 0 番（天野邦男君） 4 番について異議ありません。

○ 1 7 番（足立孝弘君） 5 番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） 5 番について、本日欠席の 1 6 番山本さんから異議なしと伺っております。

○ 2 6 番（野村 茂君） 6 番、7 番、8 番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 8 件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 3 番の案件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は 4 ページになります。

1 番の案件は位置図が 9 ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の西南西 5 8 0 m ほどに位置する田 3 1 筆、1 3 2 3 1 m²と畑 1 筆、6 3 m²です。

申請人は、区画整理事業の施行により、文化財発掘調査を行いたいというものです。

なお、肥田瀬地内のこの場所付近で、1 1 月 7 日の総会にてオークワより 5 条申請にて（スーパーマーケットの建築）審議された書類については、取り下げ願いが提出されています。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

なお、一時転用の期間は許可日から、5 ヶ月間としています。

2 番の案件は位置図が 1 0 ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知保育園の南南東 1 8 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、1 4 3 m²及び登記地目が田、現況地目が雑種地、1 6 6 m²です。

申請人は、家族が増え手狭になってきたため、駐車場及び庭を建築したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅事業施設が連担している区域に近接する 1 0 h a 未満

の農地のため、第2種農地と判断します。

3番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の南西420mほどに位置する農振用地である田、3852㎡です。

申請人は、粘土採取業を営んでおり、申請地には、粘土層が存在するため、粘土採取を行いたいというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

なお、一時転用の期間は許可日から、2年間としています。

4番の案件は位置図が12ページになります。

申請地は、池尻地内、池尻公民センターの西北西480mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、467㎡です。

申請人は、申請地の東側で喫茶店を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、駐車場を整備したいというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に5番の案件は位置図が13ページになります。

申請地は、洞戸黒谷地内、中部電力洞戸発電所の南西90mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、112㎡です。

申請人は、申請地の西側で飲食店を経営しており、駐車場が不足しているため、整備したいというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外に該当しないため、第2種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君）1番について異議ありません。

○32番（伊佐地鐵夫君）1番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君）2番、3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君）4番について、本日欠席の16番山本さんから異議なしと伺っております。

○26番（野村 茂君）5番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見

を求めます。

議案は11ページになります。

1番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北西130mほどに位置する畑2筆、319㎡、及び登記地目が田、現況地目が畑2筆、1477㎡のうち234.8㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が、周辺の住環境が良いため、申請地を譲り受け、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南西500mほどに位置する田、1510㎡のうち374.76㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は平賀町1丁目地内、旭ヶ丘中学校の北東250mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、1034㎡です。

譲受人は、太陽光発電施設を建設するため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、関警察署の東140mほどに位置する田、661㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、駐車場にしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、稲口公民センターの南西730mほどに位置する田4筆、482㎡および登記地目が雑種地、現況地目が田3筆、55.62㎡です。

譲受人は、現在居住している住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6 番の案件は位置図が 19 ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知中の北 600 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、240 m²です。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

7 番の案件は位置図が 20 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、下有知中学校の北 470 m ほどに位置する農振農用地である田、3135.1 m²です。

賃借人は、土木建設業をしており、申請地付近にて高速道路の工事を請け負い、申請地を借り受けて重機等の駐車場や資材置き場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、平成27年1月31日までの1年間としています。

8 番の案件は位置図が 21 ページになります。

所有権移転で申請地は、十軒町地内、大垣共立銀行関支店の南 100 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、194 m²です。

譲受人は、寺院であり、参拝者の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地への出入りが大変不便なことや農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、昨年25年5月の5条申請許可は取り下げ願が提出されています。

9 番の案件は位置図が 22 ページになります。

所有権移転で申請地は、黒屋地内、天王池の西南西の 330 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、339 m²です。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人である娘婿の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

10 番の案件は位置図が 23 ページになります。

所有権移転で申請地は、黒屋地内、天王池の西 360 m ほどに位置する畑2筆、604 m²です。

譲受人は、申請地を、譲渡人である父より贈与を受け、太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であったため、子である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に11番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、新田公民センター北西180mほどに位置する登記地目が山林、現況地目が畑、138㎡、及び登記地目が雑種地、現況地目が畑、68㎡です。

譲受人は、申請地の隣を駐車場として借りているが、手狭になってきたため、その駐車場とともに申請地を譲り受け、貸駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。
- 2番（大竹 誠君） 2番、3番について異議ありません。
- 8番（大澤慶一君） 4番について異議ありません。
- 9番（沼田久男君） 5番について異議ありません。
- 10番（天野邦男君） 6、7番について異議ありません。
- 11番（兼村正美君） 8番について異議ありません。
- 12番（石木治男君） 9番、10番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 11番について、本日欠席の16番山本さんから異議なしと伺っております。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の11件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計11件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見について事務局に説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は17ページになります。

1番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センター南西360mほどに位置する宅地、373.74㎡です。

当初事業計画者は、平成24年11月27日4条転用許可及び平成24年11月27日5条転用許可により、息子の居住する個人住宅を建築する予定であったが、その後、利便性の再考や資金繰りに支障をきたし、計画が頓挫したというもの。承継者は、当初事業計画者より、申請地の区画半分を譲り受け、自己用住宅を建築したいというものです。

12月12日に現地確認をしたところ、宅地と確認しました。

なお、事業計画変更の2番の案件と同時申請になります。

2 番の案件は位置図が 2 6 ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センター南西 3 6 0 m ほどに位置する宅地、3 0 5 . 7 9 m²です。

当初事業計画者は、平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日 4 条転用許可及び平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日 5 条転用許可により、息子の居住する個人住宅を建築する予定であったが、その後、利便性の再考や資金繰りに支障をきたし、計画が頓挫したというもの。承継者は、当初事業計画者より、申請地の区画半分を譲り受け、自己用住宅を建築したいというものです。

1 2 月 1 2 日に現地確認をしたところ、宅地と確認しました。

以上、2 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 1 0 番（天野邦男君） この申請地は本来農振農用地です。しかし、新家を建築するということで、やむを得ず申請を許可したはずですが、1 年も経過しないうちに、他の人に転売し、すでに建前まで済んでいる。購入された方に責任はないが、これは法の裏をかいた行為であるのでよく審議しなければならないのではないのでしょうか。

○ 7 番（加藤 徹君） 農業委員会の意見として、許可するかどうか決をとるべきではないか

○ 議長（深川俊朗君） 現況は、建前も終わっている。今回土地を購入された方には非はないですし、工事を中止させるということもできない。異議申し立てをするという形しかとれないかもしれません。

○ 2 1 番（土屋尊史君） 農地の中で新家を建築する場合、何年か転売しないというような念書を作成してもらったらよいのではないのでしょうか。

○ 議長（深川俊朗君） 今後の対策として、念書を作成していただいたうえで、許可していくという考えもあります。

○ 1 0 番（天野邦男君） 確かに、形の上だけのものになるかもしれませんが、今後の対策とするのはいいかもしれません。

○ 議長（深川俊朗君） 変更者はこういう変更を 3 回も行っている。今後、このような行為は一切いたしませんと農業委員会あてに申し出ていただきたいくらいです。

○ 7 番（加藤 徹君） 次回の総会に来て説明していただきたい。

○ 部長（坂井一弘君） 皆さんの気持ちもわかりますし、もっともなご意見であると思います。ですが、法的には適っていますし、事務局の方から本人へは強く皆様の意見を報告させていただきますのでよろしくお願いします。

○ 議長（深川俊朗君） それでは、みなさまの意見は事務局から本人へ伝えてもらうこととし、今回の変更は追認せず、保留ということにします。

続きまして、議案第 5 号農地の買受適格証明につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第 5 号 民事執行規則第 3 3 条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがありましたので、意見を求めます。

議案は 1 8 ページになります。

1 番の案件は位置図が 2 7 ページになります。

申請地は、側島地内、保戸島公民センターの南東 2 6 0 m ほどに位置する農振農用地である田、4 7 6 9 m²です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年3月4日から3月11日までです。

12月12日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

2番の案件は位置図が28ページになります。

申請地は、志津野地内、東海北陸自動車道富加関インターチェンジ入口の北430mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、667㎡です。

申請人は、競売地を取得して、自身が経営している特別養護老人ホーム等の貸し資材置き場として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成26年1月7日から1月14日までです。

12月12日に現地確認をし、雑種地と確認しました。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の3件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第6号農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君） 議案第6号関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は19ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの10筆、使用貸借権の設定に関するもの9筆計19筆の、12件について、承認を求められています。

更新が4筆、新規が15筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が19筆で、計23,871㎡です。

地区は、千疋、西神野、小野、市平賀、肥田瀬の5地区です。

設定を受ける者は、PLUS㈱ほか計4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は22ページになります。

番号1の案件は賃借人が小瀬木 廣明、肥田瀬地内の農用地内の田2筆、1948㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成25年11月14日です。

○議長（深川俊朗君）この関係につきまして何かご意見はありますでしょうか。

特にないようですので、このまま許可します。

次に、議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について事務局の説明を求めます。

○事務局書記（河村茂範君） 農業振興地域整備計画変更申請各筆調書の2ページになります。

関市農業振興地域整備計画の変更申請を9月末に締め切りまして、関市全体で編入1件2,303㎡、除外42件50,942.85㎡、用途区分変更2件1,184㎡、利用目的変更3件4,352㎡、計48件58,781.85㎡の申請がなされました。その後、11月15日から12月3日までの間、16の地区協議会において、協議をいただき意見をいただいております。

今日は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、市長は、農業委員会の意見を聴くものとするということで、申請箇所の説明をさせていただき、みなさんにご意見をいただくものですので、よろしくご協議をお願いいたします。

富野地区の農業振興地域整備計画の編入について説明をさせていただきます。

各筆調書は4ページになります。

整理番号1番は位置図が5ページになります。

申請地は、西神野地内、富野中学校北西300mほどに位置する田、2,303㎡です。

平成22年8月18日にデイサービスセンター、駐車場、職員寮の目的で除外許可がされたが、申請地ではあらたにデイサービスセンターを建設することができず、他の場所に施設を建設したため、現状は農地のままであったことから農振農用地に編入したいというものです。

富野地区協議会において、デイサービスセンターの計画が中止になり、現在も引き続き農地として使用しているため、編入を認められました。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を回答することといたします。

○事務局書記（河村茂範君）富野地区の農業振興地域整備計画の除外について説明をいたします。

各筆調書は7ページになります。

整理番号1番は位置図が8ページになります。

申請地は、神野地内、県道神野美濃線の正洞橋西200mほどに位置する田、6.85㎡です。

転用事業者は、申請地南側を資材置場として使用したいが、北側道路からの間口が狭いため、申請地を資材置場の進入路として一体利用したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、申請地を一体利用することが必要であるため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（東山武司君）事務局の説明とおりで地元も許可しました。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 富岡地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は10ページになります。

整理番号1番は位置図が11ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センター南東330mほどに位置する田、1,634㎡のうち600㎡です。

申請者は、現在申請地の北150mほどの国道418号線沿いに住んでいるが、県道の拡幅にかかることになったため、新たな住宅、農業用倉庫を建築したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、申請地の周囲の状況から集落に接続していないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号2番は位置図が12ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、関中央病院南東450mほどに位置する田、41㎡です。

転用事業者は、申請地南側で会社を営んでいるが、申請地東側の駐車場が手狭になったため、駐車場を拡張したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 2番（大竹 誠君） 1番については、国道の拡幅による立ち退きで、どうしても替地がないということなのでよろしくお願いします。

○事務局長補佐（長尾成広君） 事務局は、許可基準をみたさないと説明しましたが、大竹さんの方からは許可願いがでました。皆様のご意見をお聞かせください。

○事務局書記（河村茂範君） 整理番号1番の農地の区分は、第1種農地に該当しますので、原則転用不可な農地です。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局は農地法上では転用できないと説明され、大竹さんは申請者は土地収用でどうしても移転しなければならない状況で適当な土地がみつからなかったため仕方がないと説明されました。地元の農振除外委員会でもやむを得ないということで同意を得ているようですが、みなさまのご意見をお願いします。

○21番（土屋尊史君） 他の場所にはなかったのでしょうか

○ 2番（大竹 誠君） やむを得ない事情のため、移転の際、経済的に自分の負担が大きくならないようにしたいという思いが本人にある。経済的な要望に合致する土地が一筆あったが、水道や下水が完備されていないような場所であった。

○21番（土屋尊史君） 農地として守っていかないといけない土地であるわけなので、県で適当な土地を探してもらうことはできないのか。

○ 2番（大竹 誠君） 地元でもそのような話もあったが、本人はそんなことなら、自分が好んでいる拡幅ではないので、このまま移転しないといわれた。

○事務局課長（玉田和久君） 市の用地担当職員も周りの交換できる土地がないか何件も探してあたってみたが、現在のところ見つかっていない状況です。

○ 2 番（大竹 誠君） 地元としては、道路もつくってもらいたいわけですが、本人にも酷なことはいえないので転用はやむを得ないという結論になっています。

○ 議長（深川俊朗君） 本人が探してみたものの適地がみつからなかったわけですので、農業委員会の意見として、市や県で等価交換できる土地を再度探していただきたいと意見を付して最終判断がおこなわれる全体協議会に提出したいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それではみなさんの意見を全体協議会に報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 田原地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は14ページになります。

整理番号1番は位置図が15ページになります。

申請地は、迫間地内、大雲禅寺北500mほどに位置する田、392㎡です。

転用事業者は、申請地南側で会社を営んでいるが、駐車場が手狭になったため、駐車場の拡張をしたいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、既存駐車場を拡張するのに必要なため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が16ページになります。

申請地は、小迫間地内、小迫間公民館南東150mほどに位置する田、1159㎡です。

転用事業者は、市内で不動産業を営んでおり、南隣の412番515㎡の雑種地と一体利用し分譲住宅4棟を建築するものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が17ページになります。

申請地は、大杉地内、関工業団地北側に位置する田、計2筆1888㎡です。

転用事業者は、市内で建築業を営んでいるが、事業経営の拡張に伴い資材を置く場所が必要になったため、申請地を資材置場として利用したいというものです。

申請地は、既に資材置場として利用されているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、集落に接続しており転用事業者が市内の建築業者であるため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が18ページになります。

申請地は、大杉地内、大杉公民館北270mほどに位置する田、1,125㎡です。

転用事業者は、申請地近くに居住しているが、申請地の一部に息子家族の住宅を建築し、残りを付近のアパート居住者等に貸付ける駐車場としたいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が19ページになります。

申請地は、西田原地内、食肉センター南東360mほどに位置する田、430㎡です。

転用事業者は、現在アパートに住んでおり申請者4人の内1人が転用事業者の妻であるため、無償で借り受け、住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君）説明のとおり1番、2番、4番、5番は地元としても許可しました。ただし、3番につきましては、許可もとらずに7年前から資材置き場として使用していた業者ですし今回は保留したいと考えております。

○議長（深川俊朗君）3番に関して、事務局は問題ないとしていますが、地元は保留という意見ですので、そのように全体会議へ報告してよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それではみなさんの意見を全体協議会に報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君）関地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は21ページになります。

整理番号1番は位置図が22ページになります。

申請地は、稲口地内、稲口公民館南400mほどに位置する田、678㎡です。

転用事業者は、申請地の北東50mほどで土木建設業を営んでいるが、仕事に使うトラックなどを保管しておく場所が必要なため、車庫・駐車場として利用したいというものです。

申請地は、既に車庫・駐車場として利用されているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が23ページになります。

申請地は、稲口地内、稲口公民館の南側に位置する田、1,337㎡のうち528㎡です。

転用事業者は、申請者の息子で愛知県のアパートに居住しているが、家族が増え手狭となったため、無償で土地を借り受け、住宅・倉庫を建築したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○7番（加藤 徹君）1番、2番につきまして事務局の説明のとおりで地元も許可しました。

○議長（深川俊朗君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君）下有知地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は25ページになります。

整理番号1番は位置図が26ページになります。

申請地は、下有知地内、東海北陸自動車道美濃関JCT東側に隣接する田、2,221㎡です。

転用事業者は、申請者の農業経営の継続はもとより、経済的にも厳しいことから、申請地を譲り渡したいという要望を受けたため、申請地を買受け分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、申請地の周囲の状況から集落に接続していないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号2番は位置図が27ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センター南西300mほどに位置する田、834㎡です。

転用事業者は、郡上市を本拠地として建設業を営んでいるが、近年申請地周辺での工事が増え、建設資材の保管場所を確保する必要があったため、建設業資材置場として利用したいというもの。

申請地は、既に埋め立てられているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、転用事業者が関市外の建設業者であるため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号3番は位置図が28ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センター北西30mほどに位置する田、1,682㎡です。

転用事業者は、市内で不動産業を営んでおり、分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が29ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センター南東50mほどに位置する田、1,262㎡のうち496㎡です。

転用事業者は、申請者の娘であるが、家業の自動車修理工場を手伝いながら、農業経営を引き継ぐことになったため、申請地に住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が30ページになります。

申請地は、下有知地内、曾代用水土地改良区社務所北西220mほどに位置する田、963㎡です。

転用事業者は、市内で建設業を営んでいるが、申請地付近での工事が増え建設資材の保管場所が必要となったため、建設業資材置場として利用したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 10番（天野邦男君） 1番、2番につきましては地元でも問題ありと判断しました。あとの3番、4番、5番につきましては事務局の説明のとおりで異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記(河村茂範君) 小瀬地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。
各筆調書は32ページになります。

整理番号1番は位置図が33ページになります。

申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校東400mほどに位置する田、980㎡です。

転用事業者は、県内で不動産業を営んでおり、分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に教育施設、公益的施設があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きますが、本日欠席の16番山本さんから異議なしと伺っております。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記(河村茂範君) 小金田地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。
各筆調書は35ページになります。

整理番号1番は位置図が36ページになります。

申請地は、上白金地内、金竜小学校北東200mほどに位置する田、503㎡です。

転用事業者は、申請人の息子であり、親子2世帯で居住しているが、転用事業者の息子世帯も同居することになり、3世帯では現在の住宅は手狭になるため、申請地を無償で借受け転用事業者の息子の住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が37ページになります。

申請地は、上白金地内、金竜小学校北西200mほどに位置する田、1000㎡です。

転用事業者は、県内で不動産業を営んでいるが、申請者より買受けを強く頼まれたため、申請地を買受け分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に教育施設、公益的施設があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が38ページになります。

申請地は、上白金地内、小金田診療所南側に道路を挟んで隣接する田、1,208㎡です。

転用事業者は、現在申請地の道路を挟んで北側で診療所を経営しているが、駐車場が不足しており路上駐車が多く危険であるため、駐車場を拡張したいというものです。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に西部支所があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が39ページになります。

申請地は、上白金地内、金竜小学校南東200mほどに位置する田、1,007㎡のうち621

m²です。

転用事業者は、市内で不動産業を営んでいるが、申請者より同じ自治会に住んでいることもあり買受を強く頼まれたため、申請地を買受け分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に教育施設、公益的施設があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が40ページになります。

申請地は、上白金地内、金竜小学校南300mほどに位置する田、770m²です。

転用事業者は、市内で不動産業を営んでおり、分譲住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に教育施設、公益的施設があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号6番は位置図が41ページになります。

申請地は、上白金地内、金竜小学校南西200mほどに位置する田、1,622m²のうち231m²です。

転用事業者は、申請者の娘婿で現在市外のアパートに居住しているが、義父より申請地を無償で借りられることになったため、住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に教育施設、公益的施設があるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号7番は位置図が42ページになります。

申請地は、下白金地内、特別養護老人ホームあかつき南70mほどに位置する田、1,000m²のうち330m²です。

転用事業者は、申請者の孫であり現在市外のアパートに居住しているが、祖母より申請地を無償で借りられることになったため、住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号8番は位置図が43ページになります。

申請地は、山田地内、国道156号山田交差点から南に300mほどに位置する田、785m²です。

転用事業者は、申請地の東側で飲食店を営んでいるが、開業から順調に客足を伸ばし、現在の駐車場では手狭になってきたため、駐車場を拡張したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号9番は位置図が44ページになります。

申請地は、山田地内、国道156号山田交差点から南に300mほどに位置する田、680m²です。

転用事業者は、最大集客数は75人で1台平均3人の乗車で来店を予想すると、25台分の駐車場が必要となるため、申請地を本申請の規模の駐車場として利用したいというものです。

申請地は、既に駐車場として利用されているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上9件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 15番（山田公平君） 事務局の説明のとおりで地元としても許可します。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 保戸島地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は46ページになります。

整理番号1番は位置図が47ページになります。

申請地は、戸田地内、保戸島グラウンド南西250mほどに位置する田、計3筆6,688㎡です。

転用事業者は、現在申請地の北でトータルサポートセンターを経営しているが、受け入れ車両が増加する時期には、駐車場がいっぱいになることが多く、その上芥見の中古車センターの機能を一部移転するため、駐車場の拡張をしたいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当しますが、既存駐車場を拡張するのに必要なため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が48ページになります。

申請地は、戸田地内、保戸島グラウンド南西150mほどに位置する田、3,281㎡のうち980㎡です。

転用事業者は、父の農地を借り受け太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、周辺住民の日常生活に必要な施設でないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 13番（篠田権三君） 事務局の説明のとおりで地元も1番は許可、2番は不許可とします。

○事務局課長（玉田和久君） 2番の太陽光発電施設の設置は不許可という話ですが、今後も時代の流れで太陽光発電の申請は増えてくると予想されます。そこで関市としての統一的な見解を示したいと思っています。第1種農地は不許可、第2種農地は許可基準を満たし、代替性がない場合のみ許可するというのはどうでしょうか。

○ 議長（深川俊朗君） 農業委員会としましても、第1種農地は不許可、第2種農地につきましては地元と協議をして判断していくということでよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 西地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は50ページになります。

整理番号1番は位置図が51ページになります。

申請地は、池尻地内、関広見IC南東300mほどに位置する田、計9筆2,035㎡です。

転用事業者は、申請地が国道418号線沿いにあるため、コンビニエンスストアを建築したいというものです。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に高速道路のICがあるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が52ページになります。

申請地は、池尻地内、関広見IC東10mほどに位置する田、畑、計3筆733㎡です。

転用事業は、申請地が10年以上遊休農地状態であるため、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に高速道路のICがあるため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が53ページになります。

申請地は、広見地内、関市農村婦人の家330mほどに位置する田、1,962㎡です。

転用事業者は、すでに申請地の南東40mほどの場所で太陽光発電に取り組んでいるため、あらたに太陽光発電設備を設置し規模の拡大を図りたいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、周辺住民の日常生活に必要な施設でないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりました。1番、2番につきましては問題ありませんが、3番につきましては、1種農地であるため太陽光発電施設の転用は不許可としたいとの説明でしたが異議なしでよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君）洞戸地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は55ページになります。

整理番号1番は位置図が56ページになります。

申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所北60mほどに位置する畑、632㎡です。

転用事業者の夫は、洞戸内で土木建設業を営んでいるが、会社の近くに資材置場がなく大変苦慮しているため、申請地を譲り受け夫の会社に貸し付けるというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が57ページになります。

申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所北150mほどに位置する畑、2筆3150㎡です。

転用事業者は、太陽光発電事業を行っているため、申請地を賃貸借、及び譲り受け太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、周辺住民の日常生活に必要な施設でないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号3番は位置図が58ページになります。

申請地は、洞戸高賀地内、高賀神社大鳥居南に隣接する畑、2筆計709㎡です。

転用事業者は、神社の参拝者及び登山者の増加により駐車場が不足しているため、神社参道の入り口にあたる申請地に駐車場を整備したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりました。1番、3番につきましては問題ありませんが、2番は第1種農地での太陽光発電施設の転用なので不許可としたいとの説明でしたが異議なしでよろしいでしょうか。

○ 21番（土屋尊史君） 中山間のような場所での第1種農地は耕作放棄地になっているような場所であれば、太陽光発電施設でも設置してもらった方が逆に有意義に土地が使われて活性化されるかもしれない。全て第1種農地だからという理由で不許可にするのではなく、例外も認めてもらいたい。

○ 議長（深川俊朗君） 今後、そのような案件が申請された場合は、地区の協議会などで審議して対応していただけたらどうでしょうか。今回は不許可でよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それではその旨を報告することといたします。

○ 事務局書記（河村茂範君） 武芸川地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は60ページになります。

整理番号1番は位置図が61ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、森本・一色コミュニティ消防センター北西に位置する市道沿いの田、15筆計4,931㎡です。

転用事業者は、申請地の面積がまとまっているため、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が62ページになります。

申請地は、武芸川町跡部地内、跡部公民館南60mほどに位置する畑、2筆計410㎡です。

転用事業者は、申請地の隣地に住宅2棟があり、申請者とその息子世帯がそれぞれ住んでいるが駐車スペースがないため、申請地を庭、駐車場として使用したいというものです。

申請地は、既に庭、駐車場として使用しているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 24番（相宮千秋君） 1番につきましては、地元では好ましくないと判断しました。2番につきましては、事務局の説明のとおり許可とします。

○ 議長（深川俊朗君） 1番につきまして事務局は許可基準をみたしているとしていますが、地元の意見を尊重し不許可としたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それではその旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 武儀地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は64ページになります。

整理番号1番は位置図が65ページになります。

申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センター北東200mほどに位置する田、2筆計997㎡です。

転用事業者は、当該申請地で農業を営んできたが、農業での収益が見込めないため、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、周辺住民の日常生活に必要な施設でないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号2番 位置図は66ページになります。

申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センター北東500mほどに位置する田、2筆計1,614㎡です。

転用事業者は、申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内農地のため第1種農地に該当し、周辺住民の日常生活に必要な施設でないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号3番は位置図が67ページになります。

申請地は、中之保地内、県道金山線の岐阜バス、日根口バス停北東50mほどに位置する田、2筆計1,182㎡です。

転用事業者は、申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当し、転用事業者が不動産業者であるため申請地以外に代替する土地がないと認められないため農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

整理番号4番は位置図が68ページになります。

申請地は、下之保地内、県道金山線の多良木橋北東300mほどに位置する田、126㎡です。

転用事業者は、申請地の西で工場を営んでいるが、敷地内の駐車場を製品置場として使用していたため、駐車場が不足するので既存駐車場を拡張したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、既存駐車場を拡張するのに必要なため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が69ページになります。

申請地は、下之保地内、長尾齒科医院北東100mほどに位置する田、5筆計3,237㎡。

転用事業者は、県内で多くのドラッグストアを営んでいるため、申請地にドラッグストアを開店したいというものです。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担しているため第3種農地に該当しますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○22番（土屋顯弘君） 地元の意見も事務局の説明とおりで異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） それでは1番、2番、3番は不許可、4番、5番は許可するというこ

とでよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それではその旨を報告することといたします。

○事務局書記(河村茂範君) 上之保地区の農業振興地域整備計画の除外について説明いたします。

各筆調書は71ページになります。

整理番号1番は位置図が72ページになります。

申請地は、上之保地内、日本教本部北西300mほどに位置する田、88㎡です。

転用事業者は、申請地と隣接地を一体利用し、住宅を建築したいというものです。

申請地は、既に住宅の庭として使用しているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地に該当しますが、申請地を一体利用することが必要であるため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が73ページになります。

申請地は、上之保地内、県道美濃加茂和良線の市内巡回バス、松本橋バス停北100mほどに位置する田、4筆計1,317㎡です。

転用事業者は、上之保で土木建設業を営んでいるが、工事の際に出る土砂や石の保管場所に困っているため、申請地を資材置場として使用したいというものです。

申請地は、既に資材置場として使用しているため、始末書の添付があります。

農地の区分は、中山間等の未整備の小規模農地等のため第2種農地に該当しますが、申請地の周辺に代替地がないため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○21番(土屋尊史君) 事務局の説明のとおりで、許可します。

○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記(河村茂範君) つづきまして関地区の用途区分変更につきまして説明をいたします。

各筆調書は75ページになります。

整理番号1番は位置図が76ページです。

申請地は、東本郷地内、JA岐阜厚生連中濃厚生病院東130mほどに位置する田、839㎡です。

転用事業者は、申請地の北50mほどの牛舎で黒牛を飼育しているが、頭数の増加に伴い牛舎が手狭になったため、申請地を牛舎及び飼料倉庫として使用したいというものです。

申請地の北側183番1及び2の2,000㎡は平成11年に農業用施設用地として用途区分変更済となっているというものです。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○12番(石木治男君) 正式な手続きもふまず牛を飼っている。地元としては納得がいかず今回、保留でおねがいしたい。

○ 議長（深川俊朗君） 地元の意向を尊重し、今回は保留でよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは保留とする旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 洞戸地区の用途区分変更につきまして説明をいたします。

各筆調書は78ページになります。

整理番号1番は位置図が79ページになります。

申請地は、洞戸栗原地内、JA キウイフルーツ選果場南西60mほどに位置する畑、345㎡です。転用事業者は、申請地の周辺で菌床シイタケ栽培をしているが、収穫したシイタケの出荷作業や梱包資材を置く場所として、倉庫を建設したいというものです。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○26番（野村 茂君） 問題ないです

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 倉知地区の利用目的変更につきまして説明をいたします。

各筆調書は81ページになります。

整理番号1番は位置図が82ページになります。

申請地は、倉知地内、倉知歯科南東300mほどに位置する田、2, 124㎡です。平成25年8月28日に分譲住宅として農振除外の許可がされましたが、目的は分譲住宅のまま転用事業者が変更されるというものです。

整理番号2番は位置図が83ページになります。

申請地は、倉知地内、JA めぐみの倉知支店南東50mほどに位置する田、2筆計1, 235㎡です。

平成25年6月25日に商業施設として農振除外の許可がされましたが、目的は貸商業店舗で転用事業者が変更されるというものです。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 9番（沼田久男君） 問題ないです

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

○事務局書記（河村茂範君） 下有知地区の利用目的変更につきまして説明をいたします。

各筆調書は85ページになります。

整理番号1番は位置図が86ページになります。

申請地は、下有知地内、きくいけ整形外科北東50mほどに位置する田、2筆計993㎡です。

平成25年8月28日に分譲住宅として農振除外の許可がされましたが、目的は分譲住宅のまま転用事業者が変更されるというものです。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 10番（天野邦男君） 問題ないです

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは異議ない旨を報告することといたします。

以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は2月7日午前10時から6階大会議室で開催予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

午後5時00分 閉会

本日の会議の顚末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

印

29番 関市板取3752番地1

印

30番 関市武芸川町谷口1175番地

印